

薬生監麻発 1110 第 2 号

平成 27 年 11 月 10 日

一般社団法人 日本医薬品卸売業連合会 会長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局
監視指導・麻薬対策課長



向精神薬の適正流通及び管理に関する監視指導の強化について

今般東京都内の診療所の医師が、大量の向精神薬を営利の目的で不正に譲り渡す事件が発生し、関東信越厚生局麻薬取締部が同人を麻薬及び向精神薬取締法違反で逮捕しました。本件においては、当該医師が向精神薬を取り扱う卸売業者から大量の向精神薬を購入していたにもかかわらず、医薬品製造販売業者や向精神薬を取り扱う卸売業者等による適切な対応が取られず、結果的に大量の向精神薬が横流しされる事態となりました。

このため、今後下記のような事例等、向精神薬の不正取引に関係しているおそれがある場合には、所在地を管轄する麻薬取締部又は都道府県に情報提供し、同種事犯の再発防止にご協力を賜りますよう、貴会会員各位等への周知をお願いします。

記

1. ある時期を機に向精神薬の購入量が不自然に増加した病院、診療所、薬局等
2. 施設の規模と合致しない量の向精神薬又は標榜診療科目と合致しない向精神薬を大量に購入している病院、診療所等
3. その他向精神薬の購入量の多少にかかわらず、特段の理由なく通常とは異なる不審な依頼（例えば診療時間外の配達や、配達場所の変更等）を頻繁に求める病院、診療所、薬局等

